

平成二十年二月五日受領
答弁第二九号

内閣衆質一六九第二九号

平成二十年二月五日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年のイルクーツク声明並びに齒舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・
択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出二〇〇一年のイルクーツク声明並びに齒舞群島・色丹島の引き渡しと国後島・択捉島の帰属問題を並行して交渉する「並行協議方式」に対する外務省の評価に関する質問に対する答弁書

一について

平成十四年三月十三日の日露次官級協議において、ロシア側より、色丹島及び齒舞群島の引渡しの様態に関する議論と択捉島及び国後島の帰属の問題に関する議論を同時かつ並行的に進めていくとの考え方に ついては、ロシア側にとり都合の悪いものであるとの方針が示された。

二について

外務省として、御指摘の記事については承知している。

三について

御指摘の考え方は、専らロシア側関係者の発言に依拠したものと考えるが、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三五七号）一から三までについてでお答えしたとおり、政府としては、御指摘のいずれの内閣総理大臣の在任中においても一貫して、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を

解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、ロシア連邦政府との間で交渉を行ってきており、その間かかる方針が変更されたとの事実はない。

四について

御指摘の会談において森喜朗元内閣総理大臣がプーチン・ロシア連邦大統領に対し、色丹島及び歯舞群島の引渡しの状態に関する議論と択捉島及び国後島の帰属の問題に関する議論を同時かつ並行的に進めていくとの考え方を提案したとの事実はないと承知している。

五について

お尋ねの点を含め、平和条約の締結に関する交渉（以下「交渉」という。）の内容にかかわる事柄について明らかにすることは、今後の交渉に支障を来すおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。なお、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三五七号）一から三までについてで答えたとおり、色丹島及び歯舞群島の引渡しの状態に関する議論と択捉島及び国後島の帰属の問題に関する議論を同時かつ並行的に進めていくとの考え方については、平成十三年三月にイルクーツクで行われた日露首脳会談において日本側より提案したが、その後、ロシア側より明確に受け入れられな

い旨の回答がなされた。